

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定によつて、令和六年度前期実施技能検定について、次のとおり公告する。

令和六年三月一日

広島県知事 湯崎英彦

一 実施する検定職種及びその等級  
技能検定を実施する職種及びその等級は、次のとおりである。

検定職種	作業名	実施する等級
園芸装飾	室内園芸装飾作業	
造園	造園工事作業	
鑄造	鋳鉄鑄物鑄造作業	一、二、三
金属熱処理	一般熱処理作業 浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業 高周波・炎熱処理作業	一、二、三
機械加工	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 ホブ盤作業 マシニングセンタ作業	一、二、三
金属プレス加工	曲げ板金作業 ダクト板金作業 内外装板金作業 構造物鉄工作業 製缶作業	一、二、三
非接触除去加工	打出し板金作業 ワイヤ放電加工作業 レーザー加工作業	一、二、三
電子機器組立て	電子機器組立て作業	一、二、三
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト作業	一、二
機械検査	機械検査作業	三
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業	二
仕上げ	電気めつき作業	二
めつき	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	二、二、三
工場板金	曲げ板金作業 ダクト板金作業 内外装板金作業	二、二、二
建築板金	構造物鉄工作業	二、二
鉄工	製缶作業	二



産業洗浄	高圧洗浄作業		
商品装飾展示	商品装飾展示作業		
フラワー装飾	フラワー装飾作業	一、二、三	单一

注 実施する等級の一、二、三及び单一は各々一級、二級、三級及び单一等級を指す。

## 二 試験の方法

実技試験と学科試験によつて行う。

## 三 技能検定試験の実施期日等

### 1 実技試験

#### (一) 実施期日

令和六年六月六日（木）から令和六年九月八日（日）までの間において、別に広島県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

#### (二) 実施場所

協会から別に通知する。

#### (三) 問題の公表

実技試験問題は、令和六年五月三十日（木）に協会において公表する。ただし、一部の職種については公表しない。

### 2 学科試験

#### (一) 実施期日

検定職種ごとに次のとおり行う。

検定職種	実施期日
(三級) 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、左官、化学生分析、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾	令和六年七月一四日（日）
(二級及び二級) 造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装	令和六年八月一八日（日）
(三級) 金属熱処理 (单一等級)	
産業洗浄 (二級及び二級) 機械加工、鉄工、めつき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、印刷、左官、内装仕上げ	令和六年八月二五日（日）

(一級及び二級)	園芸装飾、鋳造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、 仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロ ック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラーー装飾
(単一等級)	路面標示施工

令和六年九月一日（日）

## (二) 実施場所

協会から別に通知する。

## 四 手数料

### 1 実技試験

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）に定める額

### 2 学科試験

三千百円

## 五 受検申請の手続

### 1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(二) 受検手数料振込金領収書（写し）

(三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面（写し）

(四) 運転免許証、健康保険被保険者証その他の受検者が本人であることを確認することができる書類（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）（写し）

なお、個人番号及び被保険者等記号・番号等にはマスキング（黒塗り等）を施すこと。

### 2 提出先

#### 協会

〒七三〇一〇〇五二 広島市中区千田町三丁目七番四七号 広島県情報プラザ五階  
電話（〇八二）二四五—四〇二〇

申請書を郵送等によって提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

### 3 受付期間

令和六年四月三日（水）から令和六年四月十六日（火）まで

### 4 免除資格を有する者の受検申請

実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記一に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

## 5

### 申請書用紙及び受検案内の交付

申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、郵送等によって請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用として一部につき百四十円分の切手を同封すること。

## 6

### 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記四-1に定めた額）と学科試験の手数料の額（三千百円）の合計額を銀行振込によって協会に納付すること。

また、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は必要としない。

なお、申請書を受け付けた後は、申請書を取り下げる場合又は試験を受けなかつた場合でも手数料は返還しない。

## 7

### 合格者の発表等

#### 1 合格者の発表

合格者の受検番号は、令和六年八月三十日（金）午前九時（金属熱処理を除く三級職種に限る）及び令和六年十月四日（金）午前九時に、広島県のホームページに掲載する。

#### 2 合格通知

合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会が令和六年八月三十日（金）（金属熱処理を除く三級職種に限る。）及び令和六年十月四日（金）に書面で通知する。

#### 3 技能検定合格証書等の交付

一級又は等級に区分しないで行う技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には広島県知事名の合格証書を交付する。

また、この他、厚生労働大臣から、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

## 八

### その他

技能検定についての問合せは、広島県商工労働局職業能力開発課（〒七三〇一八五一  
広島市中区基町一〇番五二号 電話（〇八二）五一三一三四三一（ダイヤルイン））又は  
協会にすること。